

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年12月20日
【届出者の氏名又は名称】	N A J ホールディングス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号明治安田生命ビル15階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号明治安田生命ビル15階
【電話番号】	03-6266-5781
【事務連絡者氏名】	宇川 俊和
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	N A J ホールディングス株式会社 (東京都千代田区丸の内二丁目1番1号明治安田生命ビル15階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、N A J ホールディングス株式会社を指します。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、日本アビオニクス株式会社を指します。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

日本アビオニクス株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じて株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している対象者の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）を取得及び所有することを主たる目的として、2019年7月16日に設立された株式会社です。本書提出日現在、日本産業パートナーズ株式会社（以下「J I P」といいます。）の完全子会社である日本産業第5号G P株式会社によって管理・運営される日本産業第五号投資事業有限責任組合（以下「J I P 5号組合」といいます。）が公開買付者の発行済株式の全部を所有しております。また、本書提出日現在、J I P及び公開買付者は対象者普通株式を所有していません。

J I Pは、本邦企業の事業再編及び再構築に寄与する日本型プライベートエクイティ事業を展開することを目的として、2002年11月に設立されました。J I Pは、本邦企業が在来の事業基盤を活かし企業の潜在力を活性化させ、事業成長を加速させるための資本の提供及び経営支援を実行しており、本邦における事業部門のカーブアウト（事業分社化又は子会社の独立）や非公開化案件において、日本電気株式会社（以下「N E C」といいます。）及びN E Cの関係会社からのビッグロブ株式会社のカーブアウト、ソニー株式会社からのP C事業のカーブアウト、株式会社日立国際電気への公開買付け及び株式会社日立国際電気からの映像・通信ソリューション事業のカーブアウトを含む23件（本書提出日現在）の投資実績を有しております。J I Pの投資方針は、投資先会社とその潜在成長力を発揮して中長期的に事業の拡大成長を実現することを通じて企業価値の最大化を図ることです。従って、短期的な事業の売買による利益の追求を行うものではなく、独立事業体として継続できるよう業容を拡大し、利益水準を向上させ、経営管理体制を構築することによりその価値を実現することを目指しております。

また、投資先会社の沿革、歴史、企業風土の理解に努め、役職員の実力を最大限に活用し「人」と「事業」を生かす経営を支援するとともに、投資先会社の自律的な事業成長と価値増嵩を目標として、J I Pが蓄積してきたノウハウ及び知見を活用し、経営陣の立案する事業計画実現に向けた事業戦略やアクションプランの策定、ファイナンスのアレンジ、システムソリューション等、投資対象事業を資金面、経営面の両面からサポートしております。

公開買付者は、2019年7月31日付「日本アビオニクス株式会社（証券コード6946）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、本応募合意株式（以下に定義します。）を取得し、対象者を公開買付者の連結子会社とすることを目的として、米国国際武器取引規則（注1）の適用を受ける契約が本公開買付け後も適法かつ有効に存続することが合理的に見込まれ、本公開買付けに関して契約相手方からの承諾が取得され、かつ国内外の官公庁との関係で必要な手続が完了していること等一定の事項（詳細は、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。）を前提条件（以下「本前提条件」と総称します。）（但し、本前提条件の一部又は全部が充足されない場合においても、公開買付者が自らの判断においてこれを放棄し、本公開買付けを実施することは制限されていません。）とし、本前提条件が充足された場合（公開買付者が本前提条件を放棄した場合も含みます。以下同じです。）、速やかに本公開買付けを実施することを決定しておりました。

今般、公開買付者は、「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」の「① 本応募契約」の「(i) 公開買付者による本公開買付けの実施」に記載されている本前提条件のうち、米国国際武器取引規則の適用を受ける契約その他の重要な契約が本公開買付け後も適法かつ有効に存続することが合理的に見込まれ、本公開買付けに関して契約相手方からの承諾が取得され、かつ国内外の官公庁との関係で必要な手続が完了していることについて、2019年12月12日に充足され、その他の本前提条件についても2019年12月19日時点でいずれも充足されていることを確認したため、2019年12月19日、本公開買付けを2019年12月20日より開始することを決定いたしました。

本公開買付けに際し、公開買付者は、2019年7月31日付で、対象者の親会社であるN E Cとの間で、同社が所有する対象者普通株式1,415,100株（所有割合（注2）50.11%）、対象者の第1種優先株式800,000株及び第2種優先株式1,500,000株（以下「第1種優先株式」及び「第2種優先株式」を総称して「本優先株式」といいます。

（注3））のうち、対象者普通株式の全部（1,415,100株、以下「本応募合意株式」といいます。）について、本公開買付けに応募することを内容とする公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結するとともに、N E Cが本公開買付け後も本優先株式を継続保有することに鑑み、株主間契約（以下「本株主間契約」といいます。）を締結いたしました。なお、本応募契約及び本株主間契約の概要については、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。

（注1） 米国国際武器取引規則（International Traffic in Arms Regulations）とは、武器に係る製品・技術の輸出等に関する取引を規制する米国の規則であり、米国国務省国防貿易管理局（Directorate of Defense Trade Controls）が所管しています。

- (注2) 「所有割合」とは、対象者が2019年11月1日付で提出した第70期第2四半期報告書（以下「対象者第2四半期報告書」といいます。）に記載された2019年9月30日現在の対象者の発行済普通株式総数（2,830,000株）から同日現在の対象者が所有する自己株式数（6,052株）を控除した株式数（2,823,948株）に占める割合をいいます（小数点以下第三位を四捨五入。以下同じです。）。
- (注3) 本優先株式は、議決権がありません。また、N E Cが本優先株式全株を所有しております。

本公開買付けは、本応募合意株式を取得することを目的として行われ、また、本公開買付けは対象者普通株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者及び対象者は、本公開買付け成立後も対象者普通株式の上場を維持する方針です。そのため、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を本応募合意株式と同数の1,415,100株（所有割合50.11%）としており、本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わず、また、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式の上場を維持する方針のもと、本公開買付けによる売却を希望するN E C以外の対象者株主の皆様にも対象者普通株式の売却の機会を提供するため、買付予定数の上限を、本応募合意株式の1,415,100株に141,400株を加えた1,556,500株（所有割合55.12%）としており、応募株券等の総数が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

また、対象者が2019年7月31日付で公表した「N A J ホールディングス株式会社による当社普通株式に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明のお知らせ」（以下「2019年7月31日付対象者プレスリリース」といいます。）によれば、2019年7月31日開催の対象者取締役会において、同日時点の対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨を決議したとのことです。

一方、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）は公開買付者とN E Cとの協議・交渉により決定されたものであり、かつ2019年7月31日の直近時の対象者普通株式の市場価格より一定程度ディスカウントされたものであるため、対象者は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付け価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者は独自に検証を行っていないこと、及び本公開買付けは、対象者普通株式の上場廃止を企図したものではなく、本公開買付け後も対象者普通株式の上場が維持される方針であるため、対象者株主の皆様としては本公開買付け後も対象者普通株式を保有するという選択肢を取ることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を、2019年7月31日開催の対象者取締役会において併せて決議したとのことです。

更に、対象者が2019年12月19日付で公表した「N A J ホールディングス株式会社による当社普通株式に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明のお知らせ」（以下「2019年12月19日付対象者プレスリリース」といい、「2019年7月31日付対象者プレスリリース」と併せて「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、公開買付者から、本公開買付けを2019年12月20日に開始することを決定した旨の連絡を受け、2019年12月19日開催の対象者取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者取締役会の決議の詳細につきましては、対象者プレスリリース及び下記「(4) 利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的

対象者は、1960年4月にN E Cと米国ヒューズ・エアクラフト・カンパニーの合併会社として、東京都千代田区丸の内に資本金360百万円で、防衛用及び一般産業用電子機器並びにこれらに使用される部品の製造、販売、保守、修理等を営業目的とし、日本アビオニクス株式会社の商号で設立され、1980年4月に社名を現在の日本アビオニクス株式会社に変更しました。その後、1988年2月に東京証券取引所市場第二部に上場し現在に至ります。なお、不採算製品からの撤退等の事業構造改革を実施するため、対象者は、2003年3月にN E Cを引受先として第1種優先株式4,000,000株を発行し、総額40億円を調達したとのことです。その後、対象者は、第1種優先株式のうち、3,200,000株（総額32億円）を取得及び消却し、第1種優先株式の発行済株式総数は800,000株（総額8億円）となっているとのことです。また、リーマンショックなどに伴い売上高が急激に落ち込み財務基盤が悪化したことから、対象者は、自己資本の増強を図るため、2012年9月にN E Cを引受先として第2種優先株式1,500,000株を発行し、総額15億円を調達したとのことです。

対象者及び対象者の関係会社は、本書提出日現在、対象者、親会社（N E C）及び子会社1社により構成され、対象者は、情報システム、電子機器の販売を主な事業内容としているとのことです。対象者は、独自のエレクトロニクス技術とシステム技術により、お客様のために新しい価値を創造し、安全で豊かな社会（人と地球にやさしい情報社会）の実現に貢献することを経営の基本理念としているとのことです。また、対象者は、信頼と実績のある防衛事業にて培ってきた技術を基盤として民生分野への展開を進め、足許では、情報システム事業及び電子機器事業を二本柱としてニッチ領域における競争力強化及び差別化戦略を推進しているとのことです。

しかしながら、近年情報システム事業に関連する宇宙・防衛市場において、防衛省が防衛装備品の調達の内国メーカーから海外メーカーへのシフトを進めており、国内メーカーからの調達が今後も低調に推移することが予想されることが及び米中貿易摩擦に端を発する世界経済の減速による電子機器事業におけるスマートフォン市場の急速な冷え込み等を受けて、2018年3月期及び2019年3月期において2期連続で営業赤字に陥るなど、対象者を取り巻く環境は厳しさを増しているとのことです。

かかる状況の下、2018年11月、NECは、対象者の更なる企業価値向上の観点から、NEC及び連結子会社329社、持分法適用関連会社54社で構成されるNECの関係会社（以下「NECグループ」といいます。）による事業上及び財務上の支援、新たなパートナーによる事業の立て直しを含む様々な資本政策の検討に着手したとのことです。JIPは、新たな案件の獲得に向けた営業活動の一環として、2018年12月中旬、NECに対して、対象者を含むNECが保有する複数の事業・子会社に係る提案を実施し、NECより、対象者普通株式の取得について個別提案の要請を受けました。そこで、JIPは、2019年1月下旬と2月下旬の2度に亘り対象者にフォーカスしたより詳細な提案を実施したところ、NECは当該提案を契機に、JIPとの協議・検討を進めるに至ったとのことです。

その後、JIPは、NECと対象者普通株式の取得に係る協議・検討を進めるとともに、対象者より提供された資料及び対象者の経営陣との面談を基に、対象者に対して2019年4月中旬に、NECが所有する対象者普通株式を公開買付けにより取得すること等を内容とする一次提案書を提出しました。

NECは、JIPによる対象者への一次提案書の提出後、これを慎重に検討した結果、情報システム事業におけるNECグループ外への更なる事業拡大が期待でき、またNECグループとしてはコア事業として位置付けられていない電子機器事業についても十分な経営資源の投入による成長が期待できるため、JIPを新たなパートナーとして迎え入れて、対象者の事業の立て直しを図る選択肢を本格的に検討するという結論に至ったとのことです。

その後、JIPは、2019年4月下旬から2019年6月下旬にかけて、デュー・ディリジェンスを実施し、対象者普通株式の取得及び対象者の企業価値向上を目的とした中期的な成長戦略と諸施策の検討を進めました。上記検討の結果、JIPは、JIPがこれまで蓄積してきた本邦企業への投資を通じた知見や、様々な産業にまたがる広範なネットワークを活用することで、(i)情報システム事業については、NECグループとのパートナーシップを維持しながらNECグループ外への更なる事業拡大による新たな収益機会の獲得支援を行うこと及び新規品についての採算管理の徹底による収益性の安定化、(ii)電子機器事業については、接合機器及び赤外線サーモグラフィのそれぞれにおいて磨かれてきた技術優位性を活かしながら、競争力のある製品を既存市場のみならず、新たな市場への積極展開の支援が可能であること、(iii)大企業グループとしての制約を受けないこれまで以上に柔軟かつ迅速な意思決定体制の整備に加えて、M&Aや対象者の既存事業との補完関係が見込める企業との業務提携等の実現に向けての支援が可能であり、また、これらの施策を実行することで対象者の更なる成長を達成できるとの結論に至ったことから、対象者に対して2019年6月下旬に、対象者に対するデュー・ディリジェンスを踏まえてより具体的な内容を織り込んだ二次提案書を提出するとともに、NECに対しても対象者普通株式の取得に関する提案書（以下「NEC向け提案書」といいます。）を提出いたしました。

その後も、JIPは、本公開買付価格をはじめとする本公開買付けの諸条件を、対象者及びNECとの間では本公開買付け実施後の対象者とNECとの協業関係等をそれぞれ検討、協議を重ねた結果、本公開買付けの諸条件についてNECと、また、本公開買付け実施後の対象者とNECとの協業関係等についてNEC及び対象者と2019年7月下旬にそれぞれ合意に至ったことから、公開買付者は、2019年7月31日付でNECとの間で本応募契約を締結し、本前提条件が充足された場合、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

そして今般、公開買付者は、「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」の「① 本応募契約」の「(i) 公開買付者による本公開買付けの実施」に記載されている本前提条件のうち、米国国際武器取引規則の適用を受ける契約その他の重要な契約が本公開買付け後も適法かつ有効に存続することが合理的に見込まれ、本公開買付けに関して契約相手方からの承諾が取得され、かつ国内外の官公庁との関係で必要な手続が完了していることについて、2019年12月12日に充足され、その他の本前提条件についても2019年12月19日時点でいずれも充足されていることを確認したため、2019年12月19日、本公開買付けを2019年12月20日より開始することを決定いたしました。

② 本公開買付け後の経営方針

J I Pは、本公開買付け成立後の対象者の役員構成に関しては、対象者の常勤取締役すべてを含む現経営陣が引き続き対象者の経営に関与することを予定しているほか、対象者の経営体制の強化を目的として、J I Pから数名の非常勤取締役を派遣することを対象者に要請することを予定しております。また、以下の施策により対象者の競争力強化を図り、対象者の企業価値向上に貢献していきたいと考えております。

(i) 経営体制の強化

- (ア) 情報システム事業については、対象者において一部案件における不採算化の一因と認識しているエンジニア不足を補うとともにリソースの強化の必要があるものと考えており、また、本公開買付け後におけるNECグループとのパートナーシップの維持を前提としたNECグループ外への更なる事業拡大の推進に向けては、同業界にネットワークを有する人材の補強も検討していきたいと考えております。電子機器事業についても、接合機器を中心に今後拡充予定のグローバル営業人員に加えて、ソフトウェアや自動車関連市場を中心とした活用拡大が見込まれる、超音波振動と荷重を与えることにより境界面に発生した熱を利用して溶着する超音波工法等の注力事業領域、及び自動車等の特定市場に対する知見やネットワークを有する人材の獲得が将来的な事業成長に向けた鍵になるものと理解しており、これらの領域における人材の補強を検討していきたいと考えております。
- (イ) 資本政策の立案と併せ、ストックオプション制度及び業績連動報酬等のインセンティブ・プランの導入につき積極的に検討する方針です。これにより、長期的な企業価値増大の成果を経営陣及び従業員が享受可能な体制を構築し、経営陣及び従業員のモチベーション向上に努めます。

(ii) 売上高成長及び収益力改善に向けた事業戦略の策定及び実行

- (ア) 情報システム事業については、受注案件の承認プロセス及びデザイン・プロセスを厳格化することで受注前に採算を慎重に検討する体制を構築し、特に新規案件における収益性改善に注力するとともに、NECグループとのパートナーシップを維持しつつ特定の企業グループに属さない独立した事業者としてNECグループ外への更なる事業拡大も推進していきたいと考えております。
- (イ) 電子機器事業のうち接合機器については、電装化により今後更なる成長の見込まれる自動車関連市場への積極的な展開を支援するとともに、海外販売体制及びサポート体制の強化に必要となる戦略投資の実行も検討していきたいと考えております。具体的には、海外営業人材や対象者が技術的な課題と認識しているソフトウェア人材に加えて、自動車関連市場において当該市場に直接コンタクト可能な人材の補強により、直接販売体制を推進することで対象者ブランドの浸透を図っていききたいと考えております。また、自動車業界での取引関係維持に向けては、機器の保守及びメンテナンスが重要であり、かつ追加的収益の取り込み余地も存在すると見込んでおり、アフター・サポート体制の構築・強化にも取り組んでいきたいと考えております。
- (ウ) 電子機器事業のうち赤外線サーモグラフィについては、既存市場である鉄鋼市場の下工程におけるベルトコンベアの監視や、電力市場における火力発電所監視等の追加的ニーズの掘り起こしに加えて、対象者がターゲット市場と位置付けているごみ処理場や廃棄物施設を含む火災監視市場、自動車金型や食品検査を含むファクトリーオートメーション検査市場及び食品工場や医療施設を含む発熱スクリーニング市場への展開を推進したいと考えております。
- (エ) 対象者の競争力のより一層の向上に向けては、事業部門のみならず、間接部門の費用圧縮も重要と認識しており、各事業部に対する配賦方針の変更によるコスト管理の徹底に加えて、対象者の経営陣とも協議の上、一部従業員の事業部門への配置転換や現状NECグループからのサービス提供が中心となっているITシステムの独自化等による自立的な本社機能の構築を目指していきたいと考えております。

(iii) 財務基盤構築支援

財務基盤の強化に向けては、運転資本回転期間の改善が重要になるものと考えております。具体的には、適切な在庫管理、取引先との契約条件見直しによる売上債権回収期間の短縮化及び金融機関を活用した受取手形の流動化を可能な限り実施することで、キャッシュ・フロー創出力を改善し、財務基盤の強化を図ります。

(iv) アライアンス及びM&Aの検討

対象者の成長加速化に向けては、より規模の大きな市場、又は成長性の高い市場におけるプレゼンスの拡大が鍵になるものと考えており、対象者の目指すべき事業ポートフォリオを踏まえた他社とのアライアンス及びM&A投資の可能性につきましても積極的に検討したいと考えております。特に、自動車関連市場においては、自動車の電装化という大きなトレンドの中で軽量化が今後重要になると認識しており、対象者が強みを有する接合機器の超音波工法は当該軽量化に貢献できるため、超音波工法は大きな成長性が存在するものと考えております。そのため、同工法における更なる競争力強化及び市場シェア獲得を企図した他社とのアライアンスやM&Aについては、今後積極的に検討していきたいと考えております。

③ 対象者における意思決定の経緯及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2019年4月中旬に、J I Pより、N E Cが所有する対象者普通株式を公開買付けにより取得すること等を内容とする一次提案書を受領するとともに、N E Cより、J I Pからの提案について検討を進める旨の意向表明を受けたことから、リーガル・アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所を選任し、その助言に従い、同月26日、本公開買付けに係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、第三者委員会（当該第三者委員会の構成及び具体的な活動内容等については、下記「(4) 利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した第三者委員会の設置及び第三者委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を設置し、本公開買付けに係る検討等を開始したとのことです。

対象者は、2019年6月下旬に、J I Pより、対象者に対するデュー・ディリジェンスを踏まえてより具体的な内容を織り込んだ二次提案書を受領し、その内容等についてJ I Pとの間で質疑応答、確認等を行い、慎重に検討したとのことです。また、本公開買付けにより対象者はN E Cの連結子会社ではなくなるものの、N E Cグループは引き続き対象者の情報システム事業の重要な取引先であり、I Tシステム等のサービス提供も受けていることから、本公開買付け後の移行期間におけるN E CとのI Tシステムや年金その他の人事関係及び情報システム事業の取引関係等について、N E Cとの間においても協議・交渉を行なったとのことです。

また、対象者の設置した第三者委員会は、下記「(4) 利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した第三者委員会の設置及び第三者委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、対象者が選任し、第三者委員会においてその選任が承認されたリーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所から本公開買付けの意思決定の過程及び方法における留意点等を含めた法的助言を受けるとともに、J I P及び対象者から、本公開買付けの目的、本公開買付けに至る背景・経緯、本公開買付け後の事業運営方針等について情報収集を行った上で、本諮問事項（「(4) 利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した第三者委員会の設置及び第三者委員会からの答申書の取得」において定義します。）について慎重に検討・審議を行い、対象者取締役会に対し、2019年7月30日付で答申書（以下「7月30日付答申書」といいます。）を提出しているとのことです（第三者委員会の具体的な活動内容及び7月30日付答申書の概要については、下記「(4) 利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した第三者委員会の設置及び第三者委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。

その上で、2019年7月31日開催の対象者取締役会は、リーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、7月30日付答申書の内容に基づき、本公開買付けの諸条件について、対象者の企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

対象者を取り巻くマクロの社会・経済環境は、米国の政策動向や中国経済の成長鈍化、各国の保護主義的な動き、地政学リスクの懸念など、不確実性が常態となっているとのことです。また、対象者の情報システム事業に関連する宇宙・防衛市場においては、防衛省の海外調達増加により国内調達が今後も低調に推移することが予想されるとともに、電子機器事業に関連する民需市場においては、米中貿易摩擦に端を発する世界経済の減速により、景気回復の時期が不透明な状況にあるとのことです。かかる状況に対し、対象者は、「顧客価値経営の推進」を基本方針として、①お客様の困りごとを解決することでお客様の価値を最大化する顧客価値提案力の強化、②品質改善活動等を通じたQ C D（品質、価格、納期）の改善等の施策を進めているとのことです。併せて、電子機器事業においては、競争力強化及び差別化を図るため、新製品開発投資の強化、海外市場への進出の加速及び自動車などの新市場の開拓を推進しているとのことです。

これらの施策を強化し、加速するためには、対象者に不足している顧客へのソリューション提案力を有する人材、情報システム事業における損益悪化の一因であったエンジニア不足を補う優秀なエンジニア、電子機器事業においてターゲットとしている海外や自動車市場に精通した人材等の獲得が求められるとのことです。J I Pは、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 本公開買付け後の経営方針」の「(i) 経営体制の強化」に記載のとおり、これまで本邦企業への投資を通じて培った広範なネットワークを活用した人材の補強を検討する方針であり、本公開買付けにより対象者が公開買付け者の連結子会社となることにより、対象者がかかるネットワークを活用することができれば、それにより上記の不足している人材等を獲得することが可能となり、対象者の事業拡大の加速により対象者の企業価値の向上に資するものと考えられるとのことです。

また、対象者の情報システム事業においては、本公開買付けによりN E Cが対象者の親会社でなくなることで、対象者は特定の企業グループに属さない独立した事業者としてN E Cグループ外への更なる事業拡大が推進しやすくなる一方で、重要顧客であるN E Cとの取引が減少することによる対象者の業績への悪影響も懸念されるとのことです。この点、J I Pは、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 本公開買付け後の経営方針」の「(ii) 売上高成長及び収益力改善に向けた事業戦略の策定及び実行」に記載のとおり、情報システム事業については、N E Cグループとのパートナーシップを維持し、情報システム事業を基盤事業として堅持する方針であり、かつ、本公開買付けは、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」の「③ 対象者とN E Cとの間における合意に関する事

項」に記載の対象者とNECとの間における取引継続に関する覚書が締結されることも前提条件としていることからすれば、本公開買付け後は、NECグループとのパートナーシップを維持しながら、NECグループ外への更なる事業拡大を推進することができるものと考えられ、対象者の企業価値の向上に資するものと考えられるとのことです。

また、対象者の電子機器事業においては、海外市場への進出や自動車などの新市場の開拓を推進しているとのことですが、JIPは、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 本公開買付け後の経営方針」の「(ii) 売上高成長及び収益力改善に向けた事業戦略の策定及び実行」及び「(iv) アライアンス及びM&Aの検討」に記載のとおり、これらを推進するための投資やアライアンス、M&Aを積極的に推進する方針であり、これらの投資及びM&Aが実現できれば、対象者の企業価値の向上に資するものと考えられるとのことです。

更に、JIPは、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 本公開買付け後の経営方針」の「(iii) 財務基盤構築支援」に記載のとおり、取引先との契約条件の見直しによる売上債権回収期間の短縮化や金融機関を活用した受取手形の流動化を可能な限り実施する方針であり、これらが実現すれば、対象者の財務基盤が強化され、対象者の企業価値の向上に資するものと考えられるとのことです。

以上のとおり、対象者は、JIPの本公開買付け後の経営方針を踏まえて慎重な検討を行った結果、本公開買付けを通じて公開買付者の連結子会社となり、JIPの支援を受けながら上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 本公開買付け後の経営方針」に記載の施策を推し進めることが、対象者の今後の更なる成長・発展と企業価値の向上に資するものと判断し、2019年7月31日開催の対象者取締役会において、同日時点の対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨を決議したとのことです。

一方、本公開買付け価格は公開買付者とNECとの協議・交渉により決定されたものであり、かつ2019年7月31日の直近時の対象者普通株式の市場価格より一定程度ディスカウントされたものであるため、対象者は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付け価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者は独自に検証を行っていないこと、及び本公開買付けは、対象者普通株式の上場廃止を企図したものではなく、本公開買付け後も対象者普通株式の上場が維持される方針であるため、対象者株主の皆様としては本公開買付け後も対象者普通株式を保有するという選択肢を取ることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を、2019年7月31日開催の対象者取締役会において併せて決議したとのことです。

なお、本公開買付けは、本前提条件が充足された場合に、速やかに実施する予定であったため、対象者は、上記取締役会において、本公開買付けが開始される際に、対象者が設置した第三者委員会に対し、第三者委員会が2019年7月30日付で対象者取締役会に対して答申した意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を答申するよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえて、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する対象者の意見表明を行うことを併せて決議していたとのことです。

そして今般、対象者は、公開買付者から、公開買付者が本前提条件がいずれも充足されていることを確認したため、2019年12月20日を公開買付けの開始日として、本公開買付けを開始することを予定している旨の連絡を受けたことから、リーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、第三者委員会から対象者取締役会に対して2019年12月19日付で提出された答申書（以下「12月19日付答申書」といいます。）の内容に基づき（第三者委員会の具体的な活動内容及び12月19日付答申書の概要については、下記「(4) 利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した第三者委員会の設置及び第三者委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）、本公開買付けの諸条件について、対象者の企業価値向上の観点から改めて慎重に検討を行った結果、2019年12月19日現在においても、2019年7月31日時点における本公開買付けに賛同する旨の判断を変更する必要はないと判断し、2019年12月19日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意等

① 本応募契約

本公開買付けに際し、公開買付者は、2019年7月31日付で、NECとの間で、本応募合意株式(1,415,100株、所有割合50.11%)について、公開買付者による本公開買付けの実施及びNECによる本公開買付けへの応募を内容とする本応募契約を締結しております。本応募契約の概要は以下のとおりです。

(i) 公開買付者による本公開買付けの実施

公開買付者は、大要以下の本前提条件がすべて充足されていることを条件として、本公開買付けを実施する。

- (ア) NECが本応募契約に定めるNECの表明及び保証(注1)に違反していないこと
- (イ) NECが本応募契約に基づき履行又は遵守すべき義務(注2)について重要な点で違反していないこと
- (ウ) 対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見表明決議をし、その旨を公表しており、かつ、かかる表明が撤回又は変更されていないこと
- (エ) 本応募契約の締結及びその義務の履行並びに本応募契約により企図されている取引の実行のために必要な、国内外の許認可等がすべて取得又は履践され、待機期間が定められている場合には当該期間が経過しており、かつ、本応募契約の目的を妨げる措置等がとられていないこと
- (オ) 米国国際武器取引規則の適用を受ける契約その他の重要な契約が本公開買付け後も適法かつ有効に存続することが合理的に見込まれ、本公開買付けに関して契約相手方からの承諾が取得され、かつ国内外の官公庁との関係で必要な手続が完了していること
- (カ) 司法・行政機関等に対して、本公開買付けを制限又は禁止することを求める旨のいかなる訴訟等も係属しておらず、かつ、本公開買付けを制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関等の判断等が存在していないこと
- (キ) 対象者の未公表の重要事実又は公開買付け等事実が存在しないこと
- (ク) 本株主間契約並びに対象者及びNECとの間で締結される取引継続に関する覚書及び継続的連携に関する覚書がそれぞれ有効かつ適法に締結され、有効に存続しており、対象者及びNECが当該契約に基づき履行又は遵守すべき義務について重要な点で違反していないこと
- (ケ) 対象者のITシステムの分離作業及びイントラネットの自立化等に関する作業が、本公開買付けの終了時点でNEC及び公開買付者が合理的に満足する内容及び費用で完了していることが合理的に見込まれており、また、ITシステムの分離及びITシステムの自立化等に関する作業が、本公開買付け終了後にNEC及び公開買付者が合理的に満足する内容及び費用で完了するのを妨げるおそれのあることが合理的に見込まれていないこと
- (コ) 本応募契約締結日以降、対象者及びその子会社の総体としての事業、資産、負債、財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー又は中長期的な収益計画に重要な悪化を及ぼすと合理的に見込まれる事由が生じておらず、かつ、国内外の株式市況その他の市場環境、金融環境又は経済環境に重要な変化(但し、かかる変化が、対象者及びその子会社に対して、同様の事業を営む事業者に対するものと比較して不均衡に重要な悪影響を与える場合に限り。)が生じていないこと

(注1) NECは公開買付者に対して、自己に関して、(a)適法な設立及び有効な存続、(b)本応募契約の締結及び履行に関する有効な権限及び権能の保有、(c)本応募契約の有効性及び強制執行可能性、(d)本応募契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得、(e)法令等との抵触の不存在、(f)反社会的勢力との関係の不存在、(g)倒産手続等の不存在、(h)対象者普通株式の有効な保有等について表明及び保証を行っております。また、NECは公開買付者に対して、対象者に関して、(a)適法な設立及び有効な存続、(b)本応募契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得、(c)法令等との抵触の不存在、(d)対象者及びその子会社の資本構成の正確性、(e)対象者の子会社株式の有効な保有、(f)反社会的勢力との関係の不存在、(g)対象者及びその子会社とNECグループとの取引で独立当事者間取引条件を逸脱するものの不存在、(h)開示書類の正確性、(i)財務諸表の適正性、(j)簿外債務の不存在、(k)許認可の取得・法令遵守、(l)重要な契約の有効性、債務不履行等の不存在等、(m)資産に関する有効な権利の保有、(n)製品の瑕疵等の不存在、(o)訴訟等の不存在、(p)保険契約の適正性、(q)公租公課に関する滞納の不存在等、(r)労働紛争、未払の賃金若しくは報酬又は労働関連当局からの勧告等の不存在、(s)環境法令の遵守、(t)倒産手続等の不存在、(u)未公表の重要事実及び公開買付け等事実の不存在について表明及び保証を行っております。

(注2) NECは、本応募契約に基づき、(a)前提条件充足の合理的な努力義務、(b)表明及び保証の違反、本応募契約の義務違反若しくは前提条件不充足又はそれらのおそれが生じた場合の通知義務、(c)対象者の株式に係る株主権の行使の禁止、(d)許認可等の取得の合理的な努力義務、(e)議決権行使につき公開買付者の指示に従う義務、(f)本公開買付けと競合、矛盾若しくは抵触する行為、又はそのおそれのある行為をしない義務、(g)対象者が対象者及びその子会社の業務及

び財産について、従前と同一かつ通常の方法により執行又は管理運営を行うよう商業上合理的な範囲で必要な行為をする義務、(h)対象者及びその子会社が公開買付者に対し対象者の情報にアクセスの機会を認めるよう商業上合理的な範囲で必要な行為をする義務、(i)対象者による第三者の承諾の取得等及び官公庁との関係で必要となる手続の履践に協力する義務を負っております。

(ii) NECによる本公開買付けへの応募

NECは、大要以下の条件がすべて満たされていることを前提条件として、本公開買付けの開始日から10営業日以内にNECが所有する本応募合意株式の全部を本公開買付けに応募するものとし、かつ、かかる応募を撤回しない。

- (ア) 本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと
- (イ) 公開買付者が本応募契約に定める公開買付者の表明及び保証（注1）に違反していないこと
- (ウ) 公開買付者が本応募契約に基づき履行又は遵守すべき義務（注2）について重要な点で違反していないこと
- (エ) 対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見表明決議をし、その旨を公表しており、かつ、かかる表明が撤回又は変更されていないこと
- (オ) 本応募契約の締結及びその義務の履行並びに本応募契約により企図されている取引の実行のために必要な、国内外の許認可等がすべて取得又は履践され、待機期間が定められている場合には当該期間が経過しており、かつ、本応募契約の目的を妨げる措置等がとられていないこと
- (カ) 司法・行政機関等に対して、本公開買付けを制限又は禁止することを求める旨のいかなる訴訟等も係属しておらず、かつ、本公開買付けを制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関等の判断等が存在していないこと
- (キ) 対象者の未公表の重要事実又は公開買付け等事実が存在しないこと
- (ク) 本株主間契約並びに対象者及びNECとの間で締結される取引継続に関する覚書及び継続的連携に関する覚書がそれぞれ有効かつ適法に締結され、有効に存続しており、公開買付者が当該契約に基づき履行又は遵守すべき義務について重要な点で違反していないこと
- (ケ) 対象者のITシステムの分離作業及びイントラネットの自立化等に関する作業が、本公開買付けの終了時点でNEC及び公開買付者が合理的に満足する内容及び費用で完了していることが合理的に見込まれており、また、ITシステムの分離及びITシステムの自立化等に関する作業が、本公開買付け終了後にNEC及び公開買付者が合理的に満足する内容及び費用で完了するのを妨げるおそれのあることが合理的に見込まれていないこと

なお、NECは、本公開買付けの決済開始日までの間、第三者との間で、対象者の株式を対象とする公開買付けの実施その他の本公開買付けと競合、矛盾若しくは抵触する行為、又はそのおそれのある行為はしてはならず、かかる行為に関する提案、接触、勧誘、情報提供又は合意を一切行わないものとされますが、本公開買付けの終了日までの間に、第三者より対象者の株式の全部又は一部（普通株式の過半数以上に限る。）に対する公開買付けの開始に係る法的拘束力のある申出、又は対象者を消滅会社とする合併その他の対象者を買収対象とする組織再編行為の法的拘束力のある申出が行われた場合（以下、かかる申出に係る行為を「対抗取引」といいます。）で、当該対抗取引の条件が本公開買付けの条件に優越する場合、本公開買付けに応募すること又は応募を撤回しないことがNECの取締役の善管注意義務に違反するとNECの取締役会が合理的に判断するときには、NECは、公開買付者に対して解約金の支払いを条件に、本応募合意株式の全部につき、本公開買付けに応募せず、又は本公開買付けに係る契約を解除するとともに、対抗取引の提案に応じることができます。

- (注1) 公開買付者はNECに対して、(a)適法な設立及び有効な存続、(b)本応募契約の締結及び履行に関する有効な権限及び権能の保有、(c)本応募契約の有効性及び強制執行可能性、(d)本応募契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得、(e)法令等との抵触の不存在、(f)反社会的勢力との関係の不存在、(g)倒産手続等の不存在について表明及び保証を行っております。
- (注2) 公開買付者は、本応募契約に基づき、(a)前提条件充足の合理的な努力義務、(b)表明及び保証の違反、本応募契約の違反若しくは前提条件不充足又はそれらのおそれが生じた場合の通知義務、(c)許認可等の取得の合理的な努力義務を負っております。

② 本株主間契約

本株主間契約において、公開買付者及びNECは、(i)公開買付者及びNECは本優先株式に定められている取得請求権の行使又は取得条項により、本公開買付けの決済開始日から5年以内に、本優先株式の償還が実現されるよう努力すること、(ii)本公開買付けの決済開始日から5年が経過した時点で、NECが本優先株式を所有している場合、NECは、公開買付者又は公開買付者の指定する者に対して、本優先株式のうち発行総額が12億円(1,200,000株)に相当する分を上限として、本優先株式を1株につき1,000円で売り渡すことができること、(iii)本公開買付けの決済開始日以降、対象者が一定の配当性向を超えて普通株式に対する配当又は普通株式の自己株式の取得を行った場合、NECは、公開買付者又は公開買付者の指定する者に対して、かかる超過額の総額に公開買付者の持株比率を乗じた金額を上限として、本優先株式を1株につき1,000円で売り渡すことができること、(iv)NECは、本公開買付けの決済開始日から5年が経過するまでの間は、公開買付者が事前に書面で承諾する場合を除いて、本優先株式の普通株式への転換を請求せず、また本優先株式を第三者に譲渡その他の処分をしないこと、(v)公開買付者は、本公開買付けの決済開始日から5年が経過するまでの間は、NECが事前に書面で承諾する場合を除いて、対象者普通株式及び本優先株式(もし所有している場合)を第三者に譲渡その他の処分をしないこと、(vi)公開買付者が本優先株式を所有した場合に、NECが事前に書面で承諾する場合を除いて、本優先株式の全部又は一部について金銭償還(自己株式取得に応じる場合を含む。)を行わないことを合意しております。また、公開買付者及びNECは、本公開買付けの決済開始日以降、対象者が当事者となる合併等の組織再編行為等を行う場合(株主総会決議が不要な場合を除く。)、公開買付者が対象者の発行済株式のすべての取得を行う場合、又はNECが本優先株式の金銭償還を行うことが可能な額から、対象者に生じた営業外収益及び特別利益、有価証券、土地その他固定資産を含む資産売却に伴う剰余金の増加額並びに資本金又は資本準備金の減少に伴う資本剰余金の増加額を控除した額を超過して本優先株式の金銭償還を行う場合には、事前協議することを合意しております。

③ 対象者とNECとの間における合意に関する事項

対象者プレスリリースによれば、対象者とNECは、本公開買付けに伴う対象者とNECグループとの取引関係及びITシステムの取扱い等に関して、2019年7月31日付で取引継続に関する覚書及び継続的連携に関する覚書を締結したとのことです。

(i) 取引継続に関する覚書

本公開買付けに際し、対象者は、2019年7月31日付で、NECとの間で、対象者とNECグループとのパートナーシップを維持することを目的として、対象者とNECグループとの間の取引継続に関する覚書を締結したとのことです。取引継続に関する覚書においては、①対象者の情報システム事業に関する製品のうち、取引継続に関する覚書の締結日時点でNECからの発注に基づき対象者がNECグループに対し供給している製品について、原則として、NECは、対象者に継続して発注するものとし、対象者はNECグループに対し継続供給を行うこと、②NECグループにおいて上記①の製品以外に対象者の情報システム事業に関する新たな製品の発注の必要が生じた場合、原則として、NECは、対象者に対し、当該製品の受注に向けた提案を行う機会をこれまで同様に付与すること等を合意しているとのことです。

なお、取引継続に関する覚書の当初有効期間は、原則として同覚書締結日から2025年7月31日までであり、その後は3年ごとの自動更新とされているとのことです。

(ii) 継続的連携に関する覚書

本公開買付けに際し、対象者は、2019年7月31日付で、NECとの間で、本公開買付けに伴うITシステムの取扱い、人事交流等に関する両社間の継続的連携を目的として、継続的連携に関する覚書を締結したとのことです。継続的連携に関する覚書においては、対象者のITシステムをNECグループのITシステムから切り離し、対象者独自のITシステムを構築するために必要な手続内容、同覚書締結日以前と同等の人事交流の継続、対象者がNECの連結子会社でなくなってから1年が経過するまでの期間におけるNECグループの確定拠出年金、健康保険組合等への継続加入等を合意しているとのことです。

なお、継続的連携に関する覚書の有効期間は、原則として同覚書締結日から2025年7月31日までとされているとのことです。

(4) 利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、NECとの間で本応募契約を締結し、本応募合意株式（所有株式数1,415,100株、所有割合50.11%）について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。NECは対象者の支配株主であり、対象者の少数株主と利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、対象者は、本公開買付けに関する意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避を行い、本公開買付けの公正性を担保するため、以下のような措置を実施しているとのことです。

① 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者、NEC並びに公開買付者、JIP及びJIPが管理・運営するファンドの投資先（以下「公開買付者等」といいます。）から独立したリーガル・アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所を選任し、本公開買付けの対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程、第三者委員会の運営方法その他の意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けているとのことです。

② 対象者における独立した第三者委員会の設置及び第三者委員会からの答申書の取得

2019年7月31日付対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付けに係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、2019年4月26日、NEC及び公開買付者等との間で利害関係を有しておらず、東京証券取引所に独立役員として届け出ている対象者の社外取締役であり、対象者の事業内容等について相当程度の知見があり、それぞれ経営学を専門とする大学教授及び企業の事業戦略の立案・実行のサポートやM&Aアドバイザー業務にも携わる公認会計士として本公開買付けを検討する専門性・適格性を有すると判断される延岡健太郎氏（大阪大学大学院経済学研究科 教授）及び望月愛子氏（株式会社経営共創基盤 パートナー マネージングディレクター、公認会計士）並びにNEC及び公開買付者等との間で利害関係を有しておらず、東京証券取引所に独立役員として届け出ている対象者の社外監査役であり、対象者の事業内容等について相当程度の知見があり、金融商品取引法やM&Aを取り扱う弁護士として本公開買付けを検討する専門性・適格性を有すると判断される千原真衣子氏（片岡総合法律事務所 パートナー 弁護士）の3名から構成される第三者委員会を設置し（なお、対象者は設置当初からこの3名を第三者委員会の委員として選定しており第三者委員会の委員を変更した事実はないとのことです。また、第三者委員会の委員は通常の役員報酬以外に委員としての職務に関する報酬は受領していないとのことです。）、第三者委員会に対し、対象者が本公開買付けについて賛同意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の判断に委ねることが、少数株主にとって不利益なものではないかを検討し、答申を行うこと（以下「本諮問事項」といいます。）を諮問したとのことです。

第三者委員会は、2019年4月26日より同年7月30日までの間に合計5回開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見交換や情報収集等を行うなどして、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、まず、対象者のリーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所について、その実績、独立性等について確認の上その選任を承認したとのことです。その上で、リーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所の助言を受けながら、JIPからの一次提案書を検討し、JIPに対して質問書を送付したとのことです。JIPから二次提案書を受領した後、JIPから直接、JIPの概要、本公開買付けの目的、本公開買付けに至る背景・経緯、本公開買付け後の事業運営方針等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、対象者の経営陣から、本公開買付けに至る経緯、本公開買付けにより対象者の親会社NECから公開買付者に変更になることによるメリット・デメリット及び本公開買付けにかかるJIPの提案に対する対象者の経営陣の見解等の説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。更に、対象者、公開買付者及びNECの各プレスリリース案、NECとの取引継続に関する覚書案及び継続的連携に関する覚書案等の関連書類の検討も行ったとのことです。

以上の経緯で、第三者委員会は、2019年7月30日に、対象者取締役会に対し、本諮問事項につき大要以下を内容とする7月30日付答申書を提出しているとのことです。

- (i) 本公開買付けにより対象者が公開買付者の連結子会社となることは、人材の補強、NEC以外の取引先への更なる事業拡大、戦略投資の実行やM&Aの推進、財務基盤の強化等を可能にし、対象者の企業価値の向上に資するものと判断される。
- (ii) (ア)本公開買付けについては、(a)対象者において独立した第三者委員会が設置され、有効に機能しているものと認められること、(b)対象者は本公開買付けにつき利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見を得る予定であること、(c)対象者は本公開買付けに関し独立したリーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所の法的助言を取得していること等から、取引条件の形成過程における独立当事者間取引と同視し得る状況の確保がなされていると認められること、並びに(イ)本公開買付けについては、第三者委員会に関する情報、本公開買付けに至ったプロセス等について充実した開示がなされる予定であり、一般株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保さ

れる予定であること等からすれば、本公開買付けに関しては、公正な手続を通じた一般株主利益の確保がなされているものと考えられる。

- (iii) 本公開買付け及びその後の施策は対象者の企業価値の向上に資するものと考えられ、かつ、公正な手続を通じた一般株主利益の確保がなされていると考えられることからすれば、対象者が本公開買付けについて賛同意見を表明することは少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。また、本公開買付け価格は公開買付者等とNECとの協議・交渉により決定されたものであり、かつ、2019年7月30日の直近時の対象者普通株式の市場価格より一定程度ディスカウントされたものであるため、対象者は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付け価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者は独自に検証を行っていないこと、及び本公開買付けは、対象者普通株式の上場廃止を企図したのではなく、本公開買付け後も対象者普通株式の上場が維持される方針であるため、対象者株主としては本公開買付け後も対象者普通株式を保有するという選択肢を取ることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の判断に委ねる旨を決議することは合理的であり、少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。
- (iv) 以上より、対象者取締役会が本公開買付けについて賛同意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについて、対象者の株主の判断に委ねる旨を決定することは、少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

2019年12月19日付対象者プレスリリースによれば、その後、2019年11月13日、対象者は、公開買付者から、本前提条件がいずれも充足されることが見込まれるため、2019年12月20日を公開買付けの開始日として、本公開買付けを開始する可能性がある旨の連絡を受けたとのことです。対象者は、2019年7月31日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが開始される際には、第三者委員会に対して、第三者委員会が2019年7月30日付で対象者取締役会に対して答申した意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合においてはその旨、変更がある場合には変更後の意見を答申するよう諮問していたことから、公開買付者から上記連絡を受けた旨を第三者委員会に対して連絡したとのことです。これを受けて第三者委員会は、対象者に対して2019年11月29日及び同年12月12日に質問書を送り、回答を得る等して、上記諮問事項を検討したとのことです。

そして、今般、公開買付者から、公開買付者が本前提条件がいずれも充足されることを確認したため、2019年12月20日を公開買付けの開始日として、本公開買付けを開始する予定である旨の連絡を受けたことから、2019年12月19日に第三者委員会を開催して、7月30日付答申書の前提となった対象者を取り巻くマクロの社会・経済環境や、対象者の経営の基本方針・施策・業況、NECとの関係、JIPとの関係等に7月30日付答申書により答申した意見を変更すべき重要な変化等がないこと等を確認し、2019年12月19日、対象者取締役会に対し、7月30日付答申書により答申した意見に変更はない旨の12月19日付答申書を提出したとのことです。

③ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、中村・角田・松本法律事務所から得た法的助言、第三者委員会から入手した7月30日付答申書、公開買付者との間で実施した複数回に亘る継続的な協議の内容及びその他の関連資料を踏まえ、公開買付者による本公開買付けに関する諸条件の内容について慎重に協議・検討を行った結果、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者における意思決定の経緯及び理由」に記載のとおり、2019年7月31日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねることを決議しているとのことです。

また、対象者は、公開買付者から、公開買付者が本前提条件がいずれも充足されていることを確認したため、2019年12月20日を公開買付けの開始日として、本公開買付けを開始することを予定している旨の連絡を受けたことから、中村・角田・松本法律事務所から得た法的助言、第三者委員会から入手した12月19日付答申書、公開買付者との間で実施した複数回に亘る継続的な協議の内容及びその他の関連資料を踏まえ、本公開買付けの諸条件について、対象者の企業価値向上の観点から改めて慎重に協議及び検討を行った結果、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者における意思決定の経緯及び理由」に記載のとおり、2019年12月19日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記2019年7月31日開催の対象者取締役会及び2019年12月19日開催の対象者取締役会においては、対象者の取締役7名のうち、伊藤茂樹氏はNECグループの、大久保智史氏はNECの、役職員の地位をそれぞれ有しており、また、上田勇氏及び秋津勝彦氏はNECの出身者であるため、利益相反の可能性を排除する観点から、まず、(i)伊藤茂樹氏、大久保智史氏、上田勇氏及び秋津勝彦氏を除く3名の取締役において審議の上、全員一致により上記の決議を行い、更に、取締役会の定足数を確保する観点から、(ii)上田勇氏及び秋津勝彦氏を加えた5名の取締役において改めて審議の上、5名の取締役全員の賛成により上記の決議を行うという二段階の手続を経ているとのことです。また、上記の取締役会に出席した監査役のうち、NECの従業員の地位を有している大

貫篤繁氏並びにNECの出身者である鈴木智雄氏及び篠田亨氏を除く独立社外監査役1名が上記決議につき異議はない旨の意見を述べているとのこと。

なお、対象者の監査役のうち、NECの従業員である大貫篤繁氏並びにNECの出身者である鈴木智雄氏及び篠田亨氏は利益相反の可能性を排除する観点から、上記の取締役会の審議には参加しておらず、上記の取締役会の決議に際して意見を述べることを差し控えているとのこと。

また、対象者の取締役のうち、伊藤茂樹氏はNECグループの、大久保智史氏はNECの、役職員の地位をそれぞれ有していることから、伊藤茂樹氏及び大久保智史氏は上記の取締役会の審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場で本公開買付けの協議及び交渉に参加していないとのこと。NECの出身者である上田勇氏及び秋津勝彦氏は上記一段階目の取締役会の審議及び決議には参加していないとのこと。また、上田勇氏及び秋津勝彦氏は、NEC又はNECグループの役職員の地位を有する取締役に比べて利益相反の程度が低いと考えられたこと、上田勇氏は対象者の情報システム事業統括の取締役執行役員常務として、秋津勝彦氏は2019年6月まで対象者の代表取締役執行役員社長として、それぞれ重要な業務執行を担っており、JIP及びNECとの本公開買付け後の対象者とNECとの協業関係等に関する協議に参加する必要性が高いと考えられたこと等から、JIP及びNECとの本公開買付け後の対象者とNECとの協業関係等に関する協議には対象者の立場で参加しているとのこと。

(5) 本公開買付け後、対象者の株券等を更に取得する予定の有無

公開買付者は本応募合意株式を取得し、対象者を公開買付者の連結子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施することを決定したため、本公開買付け後に対象者普通株式の追加取得を行うことは予定しておりません。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者普通株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されております。本公開買付けは対象者普通株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者及び対象者は本公開買付け成立後も対象者普通株式の上場を維持する方針であり、買付予定数の上限を1,556,500株（所有割合55.12%）としていることから、本公開買付け成立後、公開買付者が所有する対象者普通株式は最大で1,556,500株となる予定です。従って、本公開買付け成立後も、対象者普通株式は引き続き東京証券取引所における上場が維持される予定です。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

①【届出当初の期間】

買付け等の期間	2019年12月20日（金曜日）から2020年1月24日（金曜日）まで（20営業日）
公告日	2019年12月20日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）

②【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、2020年2月7日（金曜日）まで（30営業日）となります。

③【期間延長の確認連絡先】

連絡先 N A J ホールディングス株式会社
 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号明治安田生命ビル15階
 03-6266-5781
 宇川 俊和
 確認受付時間 平日9時から17時まで

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき、金1,100円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 （ ）	—
株券等預託証券 （ ）	—
算定の基礎	J I Pは、本公開買付けの主たる目的が、本応募合意株式（1,415,100株、所有割合50.11%）を取得することであることに鑑み、本公開買付価格については、J I PとN E Cが合意できる価格をもって決定する方針を採用いたしました。J I Pはかかる方針のもと、過去1年間の対象者普通株式の市場株価を参照しつつ、2019年4月下旬から2019年6月下旬にかけて行われたデュー・ディリジェンスによって開示された対象者に関する財務諸表、対象者へのマネジメントインタビュー、J I Pにおいて算出した対象者の将来のキャッシュ・フローの見込みを踏まえ2019年6月下旬に提出したN E C向け提案書において提示した価格を基に、N E Cとの間で協議・交渉を行い、2019年7月下旬に本公開買付価格を1,100円とすることに合意いたしました。そして最終的に、2019年7月31日、本公開買付価格を1株当たり1,100円とすることを決定いたしました。 なお、公開買付者は、上記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、N E Cとの協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書の取得はしておりません。 本公開買付価格である1株当たり1,100円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2019年7月30日の東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値1,223円に対して10.06%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウントの計算において同じです。）、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,228円（小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して10.42%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値1,193円に対して7.80%及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,220円に対して9.84%のディスカウントをした金額となります。 また、本書提出日の前営業日である2019年12月19日の終値1,126円に対して2.31%のディスカウントをした金額となります。

算定の経緯	上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、J I Pは、新たな案件の獲得に向けた営業活動の一環として、2018年12月中旬、N E Cに対して、対象者を含むN E Cが保有する複数の事業・子会社に係る提案を実施し、N E Cより、対象者普通株式の取得について個別提案の要請を受けました。そこで、J I Pは、2019年1月下旬と2月下旬の2度に亘り対象者にフォーカスしたより詳細な提案を実施したところ、N E Cは、当該提案を契機にJ I Pとの協議・検討を進めるに至ったとのことです。 その後、J I Pは、N E Cと対象者普通株式の取得に係る協議・検討を進めるとともに、対象者より提供された資料及び対象者の経営陣との面談を基に、対象者に対して2019年4月中旬に、N E Cが所有する対象者普通株式を公開買付けにより取得すること等を内容とする一次提案書を提出しました。 N E Cは、J I Pによる対象者への一次提案書の提出後、これを慎重に検討した結果、情報システム事業におけるN E Cグループ外への更なる事業拡大が期待でき、またN E Cグループとしてはコア事業として位置付けられていない電子機器事業についても充分な経営資源の投入による成長が期待できるため、J I Pを新たなパートナーとして迎え入れて、対象者の事業の立て直しを図る選択肢を本格的に検討するという結論に至ったとのことです。 その後、J I Pは、2019年4月下旬から2019年6月下旬にかけて、デュー・ディリジェンスを実施し、対象者普通株式の取得及び対象者の企業価値向上を目的とした中期的な成長戦略と諸施策の検討を進めました。上記検討の結果、J I Pは、J I Pがこれまで蓄積してきた本邦企業への投資を通じた知見や、様々な産業にまたがる広範なネットワークを活用することで、①情報システム事業については、N E Cグループとのパートナーシップを維持しながらN E Cグループ外への更なる事業拡大による新たな収益機会の獲得支援を行うこと及び新規品についての採算管理の徹底による収益性の安定化、②電子機器事業については、接合機器及び赤外線サーモグラフィのそれぞれにおいて磨かれてきた技術優位性を活かしながら、競争力のある製品を既存市場のみならず、新たな市場への積極展開の支援が可能であること、③大企業グループとしての制約を受けないこれまで以上に柔軟かつ迅速な意思決定体制の整備に加えて、M&Aや対象者の既存事業との補完関係が見込める企業との業務提携等の実現に向けての支援が可能であり、また、これらの施策を実行することで対象者の更なる成長を達成できるとの結論に至ったことから、対象者に対して2019年6月下旬に、対象者に対するデュー・ディリジェンスを踏まえてより具体的な内容を織り込んだ二次提案書を提出するとともに、N E Cに対してもN E C向け提案書を提出いたしました。 その後も、J I Pは、N E Cとの間で本公開買付価格をはじめとする本公開買付けの諸条件について検討、協議を重ねた結果、N E Cとの間で2019年7月下旬に本公開買付価格を1,100円とすることに合意いたしました。そして最終的に2019年7月31日、本公開買付価格を1株当たり1,100円とすることを決定いたしました。
-------	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,556,500 (株)	1,415,100 (株)	1,556,500 (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(1,415,100株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(1,556,500株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法令津第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）(a)	15,565
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（2019年12月20日現在）（個）(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2019年12月20日現在）（個）(g)	—
gのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数（2019年9月30日現在）（個）(j)	28,158
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数の占める割合(a/j) (%)	55.12
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100) (%)	55.12

- （注1） 「買付予定の株券等に係る議決権の数（個）(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数（1,556,500株）に係る議決権の数です。
- （注2） 「対象者の総株主等の議決権の数（2019年9月30日現在）（個）(j)」は、対象者第2四半期報告書記載の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数の占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第2四半期報告書に記載された2019年9月30日現在の対象者の発行済普通株式総数（2,830,000株）から同日現在の対象者が所有する自己株式数（6,052株）を控除した株式数（2,823,948株）に係る議決権の数（28,239個）を分母として計算しております。
- （注3） 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数の占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

（1）【株券等の種類】

普通株式

（2）【根拠法令】

外国為替及び外国貿易法

公開買付者は、2019年11月5日付で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。）第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されております。当該届出の受理後、公開買付者が対象者普通株式を取得できるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮され、2019年11月12日より公開買付者による対象者普通株式の取得が可能となっております。

（3）【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 2019年11月5日

許可等の番号 J D第826号

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

- ① 公開買付代理人
SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
- ② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。なお、応募の際にはご印鑑をご用意ください。
オンライントレード（<https://trade.smbcnikko.co.jp/>）（以下「日興イーजीトレード」といいます。）による応募株主等は、日興イーजीトレードログイン後、画面より「日興イーजीトレード 公開買付け取引規程」を確認のうえ所要事項を入力し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください。なお、日興イーजीトレードによる応募の受付には、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）における日興イーजीトレードのご利用申し込みが必要です。
- ③ 応募に際しては、応募株主口座に、応募株券等が記録されている必要があります。
- ④ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を通じた応募の受付は行われません。
- ⑤ 公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類の提出及び個人番号（マイナンバー）又は法人番号の告知（注1）を行っていただく必要があります。
- ⑥ 外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。なお、日興イーजीトレードにおいては、外国人株主等からの応募の受付を行いません。
- ⑦ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。
- ⑧ 公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等（対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。）については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から応募株主口座へ振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

（注1） 本人確認書類の提出及び個人番号（マイナンバー）又は法人番号の告知について
公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が新規に口座を開設し常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類及び番号確認書類等が必要になります。有効期限の定めのあるものはその期限内のものを、定めのないもの（通知カードは除く。）は6ヶ月以内に作成されたものをご用意ください。本人確認書類及び番号確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

<個人>

A. 番号確認書類 (いずれか1点)	個人番号カード(両面) (※1)	
	通知カード	
	住民票の写し(個人番号あり) (※2)	
B. 本人確認書類 (写真あり1点又は写真なし2点)	写真あり	運転免許証(運転経歴証明書) (※3)
		在留カード
		特別永住者証明書
		パスポート(※4)
		各種福祉手帳
	写真なし	各種健康保険証(※3)
		公務員共済組合の組合員証(※3)
		国民年金手帳
		印鑑証明書
		住民票の写し(※2)

<法人>

A. 本人確認書類 (いずれか1点)	履歴事項全部証明書
	現在事項全部証明書
B. 番号確認書類 (いずれか1点)	法人番号指定通知書
	法人番号情報(※5)
C. 口座開設取引担当者(代表者等)個人の本人確認書類 (いずれか1点)	運転免許証(※3)
	個人番号カード(表)
	各種健康保険証(※3)
	公務員共済組合の組合員証(※3)
	パスポート(※4)

- (※1) 番号確認書類として個人番号カードをご用意いただく場合、別途本人確認書類のご用意は不要です。
(※2) 発行者の印、発行日が記載されているページまで必要となります。
(※3) 裏面に住所が記載されている場合は、裏面まで必要となります。
(※4) 住所、氏名、生年月日の確認ができる各ページが必要となります。
(※5) 法人番号情報は、国税庁HPの「法人番号公表サイト」より法人番号が表示される画面を印刷してください。

<外国人株主等>

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書(当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り、)の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

- (注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)
個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

なお、日興イーजीトレードにおいて応募された契約の解除は、日興イーजीトレードログイン後、画面に記載される方法に従い、公開買付期間の末日の15時30分までに解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（その他のSMB C日興証券株式会社国内各営業店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金（円）(a)	1,712,150,000
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料（円）(b)	65,000,000
その他（円）(c)	2,500,000
合計（円）(a)+(b)+(c)	1,779,650,000

(注1) 「買付代金（円）(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数（1,556,500株）に、1株当たりの買付価格（1,100円）を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料（円）(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他（円）(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額（千円）
—	—
計(a)	—

②【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

③【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

④【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
マナスル ファンド スリー エルピー（Manaslu Fund III, L.P.）からの出資	444,860
ソノラ ファンド スリー エルピー（Sonora Fund III, L.P.）からの出資	441,910
シェパーズ ヒル ファンド スリー エルピー（Shepherds Hill Fund III, L.P.）からの出資	445,420
J I P 5号組合からの出資	445,420
日本産業第五号パラレル投資事業有限責任組合からの出資	69,840
計(d)	1,847,450

（注1） 公開買付者は、上記各金額の出資の裏付けとして、(i)マナスル ファンド スリー エルピー（Manaslu Fund III, L.P.）から444,860,000円を限度として出資を行う用意がある旨の2019年12月18日付で出資証明書を取得しており、(ii)ソノラ ファンド スリー エルピー（Sonora Fund III, L.P.）から、441,910,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2019年12月18日付で取得しており、(iii)シェパーズ ヒル ファンド スリー エルピー（Shepherds Hill Fund III, L.P.）から、445,420,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2019年12月18日付で取得しており、(iv)J I P 5号組合から445,420,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2019年12月18日付で取得しており、(v)日本産業第五号パラレル投資事業有限責任組合（以下「J I P 5号パラレル組合」といいます。）か

ら、69,840,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2019年12月18日付で取得しております。

(注2) 公開買付者は、上記各ファンドから、以下の内容の報告を受けております。

- ① J I P 5号組合は、国内外の機関投資家等の投資家から直接又は間接に出資を受けて主に日本においてプライベート・エクイティ投資を行うために設立された投資事業有限責任組合です。また、J I P 5号パラレル組合は、J I P及びその役員等個人から出資を受けて主に日本においてプライベート・エクイティ投資を行うために設立された投資事業有限責任組合です。J I P 5号組合及びJ I P 5号パラレル組合の各組合の組合員は、それぞれ一定額を上限額として金銭出資を行うことを約しており（当該上限額を「出資約束金額」といいます。）、各組合の無限責任組合員から、投資期間内に投資目的に適合した投資資金に充当するため金銭出資の履行を求める14日前までの書面による通知を受けた場合には、当該無限責任組合員が指定した日までに、各自の出資約束金額の割合に応じて、その未使用の出資約束金額の範囲内で、金銭出資を行うことが義務付けられています。また、各組合においては、各組合の一部の組合員が出資義務を履行しない場合に、各組合の他の組合員はその出資義務を免れるものではなく、また、各組合の無限責任組合員の求めに応じて、その未使用の出資約束金額の範囲内で、当該履行がなされなかった分について各自の出資約束金額の割合に応じて追加出資する義務を負っており、各組合の無限責任組合員はかかる追加出資を当該不履行によって生じた不足分に充てることができます。
- ② マナスル ファンド スリー エルピー、ソノラ ファンド スリー エルピー及びシェパーズ ヒル ファンド スリー エルピーは、いずれも、未実現の成長可能性を有する日本に所在する会社又は事業に直接又は間接に投資を行うことを目的として、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップです。国際的な金融機関、財団等の機関投資家等からなる各ファンドのリミテッド・パートナーら（以下「LP」と総称します。）は、それぞれ各ファンドに対し一定額（以下「コミットメント金額」といいます。）の金銭出資を行うことを約束しています。各ファンドの投資期間内に、それぞれのジェネラル・パートナー（以下「GP」といいます。）が出資の履行期日の10営業日前までに通知をした場合には、各ファンドの各LPは、それぞれのコミットメント金額の割合に応じて、各ファンドに対し金銭出資を行うことが義務付けられています。また、各ファンドの一部のLPが出資義務を履行しない場合であっても、各ファンドの他のLPはその出資義務を免れるものではなく、各ファンドのGPは、各ファンドの他のLPに対し、それぞれの未拠出のコミットメント金額の範囲内で、当該未拠出金額の割合に応じた額を追加出資するよう義務付けることにより、当該不履行によって生じた不足分に充てることができます。

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

1,847,450千円 ((a)+(b)+(c)+(d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2)【決済の開始日】

2020年1月31日（金曜日）

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、2020年2月17日（月曜日）となります。

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イーリートレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（４）【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続される場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の申込みをされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

11【その他買付け等の条件及び方法】

（１）【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（1,415,100株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（1,556,500株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単位（100株）未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単位（追加して1単位の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単位（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単位未満の株数の部分がある場合は当該1単位未満の株数）減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

（２）【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事由に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、又は、②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事由が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

（３）【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものでなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

①【会社の沿革】

年月	事項
2019年7月	商号をN A J ホールディングス株式会社とし、本店所在地を東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル15階、資本金5,000円とする株式会社として設立。

②【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

- (i) 情報処理システムの開発、設計及び販売
- (ii) 情報処理機器、航空宇宙機器、通信機器、画像機器、接合機器、医療用機器、電気計測器等の電気機器の製造及び販売
- (iii) プリント配線板、混成集積回路等の電子部品の製造及び販売
- (iv) 情報処理システム及び電子計算機に係るソフトウェアの作成及び販売
- (v) 電気工事、電気通信工事の設計、管理及び請負
- (vi) 前各号に付帯又は関連する各種機器並びに部品の製造及び販売
- (vii) 前各号に付帯又は関連する一切の業務
- (viii) 前各号の業務に関連する事業に対する投資

事業の内容

公開買付者は、上記の事業及びその関連事業を営むこと、並びに上記の事業及びその関連事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより当該会社の事業活動を支配、管理すること主たる事業としております。

③【資本金の額及び発行済株式の総数】

2019年12月20日現在

資本金の額（円）	発行済株式の総数（株）
5,000	1

(注) 公開買付者は、本公開買付けの決済の開始日の2営業日前までに、前記「第1 公開買付要項」の「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「④ その他資金調達方法」に記載のとおり、1,847,450千円を上限とした出資を受ける予定です。

④【大株主】

2019年12月20日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
J I P 5号組合	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1	100.00
計	—	1	100.00

⑤【役員の職歴及び所有株式の数】

2019年12月20日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (株)
代表取締役	—	山本 知弘	1972年12月28日	1998年4月 株式会社三菱総合研究所入社 1999年4月 株式会社富士通総研入社 2004年5月 ボストンコンサルティング・グループ東京オフィス入社 2010年10月 アビームM&Aコンサルティング株式会社（現PwCアドバイザリー合同会社）ディレクター 2012年1月 ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド入社 2013年4月 日本産業パートナーズ株式会社プリンシパル 2013年10月 ITX株式会社出向テレコム事業推進本部長 2014年6月 同社取締役テレコム事業推進本部長 2015年8月 VAI0株式会社取締役 2016年7月 エヌジェイホールディングス株式会社取締役 2016年7月 株式会社ナルミヤ・インターナショナル取締役 2018年4月 日本産業パートナーズ株式会社マネージングディレクター（現任） 2019年6月 VAI0株式会社取締役兼執行役員副社長 2019年7月 公開買付者代表取締役（現任） 2019年8月 VAI0株式会社代表取締役兼執行役員社長（現任）	—
計					—

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、2019年7月16日設立された会社であり、設立後、確定した財務諸表はありません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

①【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

②【上記書類を縦覧に供している場所】

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

- (1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】
該当事項はありません。
- (2)【公開買付者による株券等の所有状況】
該当事項はありません。
- (3)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】
該当事項はありません。
- (4)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】
該当事項はありません。

2【株券等の取引状況】

- (1)【届出日前60日間の取引状況】
該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

- (1) 本応募契約
本応募契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」の「① 本応募契約」をご参照ください。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

2019年7月31日付対象者プレスリリースによれば、2019年7月31日開催の対象者取締役会において、同日時点の対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨を決議したとのことです。

一方、本公開買付価格は公開買付者とNECとの協議・交渉により決定されたものであり、かつ2019年7月30日の直近時の対象者普通株式の市場価格より一定程度ディスカウントされたものであるため、対象者は第三者算定機関に株式価値の算定を依頼しておらず、本公開買付価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者は独自に検証を行っていないこと、及び本公開買付けは、対象者普通株式の上場廃止を企図したものではなく、本公開買付け後も対象者普通株式の上場が維持される方針であるため、対象者株主の皆様としては本公開買付け後も対象者普通株式を保有するという選択肢を取ることも十分な合理性が認められることに鑑み、対象者株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねる旨を、2019年7月31日開催の対象者取締役会において併せて決議したとのことです。

更に、2019年12月19日付対象者プレスリリースによれば、公開買付者から、本公開買付けを2019年12月20日に開始することを決定した旨の連絡を受け、2019年12月19日開催の対象者取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者のかかる意思決定の過程の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第二部						
月別	2019年6月	2019年7月	2019年8月	2019年9月	2019年10月	2019年11月	2019年12月
最高株価（円）	1,282	1,478	1,280	1,185	1,198	1,110	1,180
最低株価（円）	1,090	1,170	1,076	1,080	1,071	1,071	1,078

（注） 2019年12月については、12月19日までの株価です。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数　株）							単元未満株 式の状況 （株）	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	－	－	－	－	－	
所有株式数 （単位）	－	－	－	－	－	－	－	－	
所有株式数の割 合（％）	－	－	－	－	－	－	－	－	

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第68期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日） 2018年6月26日 関東財務局長に提出
事業年度 第69期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日） 2019年6月25日 関東財務局長に提出

② 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第70期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日） 2019年11月1日 関東財務局長
に提出

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の第68期有価証券報告書の訂正報告書）を2019年1月11日に関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

日本アビオニクス株式会社
（東京都品川区西五反田八丁目1番5号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

該当事項はありません。